



基発第0514002号

平成15年5月14日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働保険事務組合報奨金交付要領の一部改正等について



今般、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第88号）が施行されたことに伴い、平成14年6月3日付け基発第0603002号別添「労働保険事務組合報奨金交付要領（平成14年6月）」を下記のとおり改正したので、当該事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

記

労働保険事務組合報奨金交付要領の第4の1の(2)中「ただし、労災保険にかかる保険関係が成立している二元適用事業及び第2種特別加入に係る団体のみ委託を受ける事務組合にあっては、労働基準監督署を経由して労働局に提出するものとする。」を削除する。